四　住宅部分を有する建築物について除却する必要があり、かつ、当該建築物について除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合

（住宅部分を有する建築物が災害により滅失し、又は損傷するおそれがある場合）

第三十六条　令第二条第四号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　住宅部分を有する建築物について建築基準法第九条第一項の規定による移転の命令を受けた場合

二　住宅部分を有する建築物について前条第二号に規定する法律の規定による勧告（当該建築物の移転を実施すべき旨のものに限る。）を受けた場合

三　住宅部分を有する建築物について移転する必要があり、かつ、当該建築物の敷地の全部又は一部が前条第三号に規定する区域に含まれる場合

四　住宅部分を有する建築物について移転する必要があり、かつ、当該建築物について移転その他これに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十一号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条並びに国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び同条第四項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

文部科学大臣　末松　信介

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（財務諸表）	
第十五条　準用通則法第三十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。	
（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類）	
第十六条の二　準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［略］	［略］

改正前	
（財務諸表）	
第十五条　準用通則法第三十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び連結附属明細書とする。	
（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類）	
第十六条の二　準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び連結附属明細書とする。	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［略］	［略］